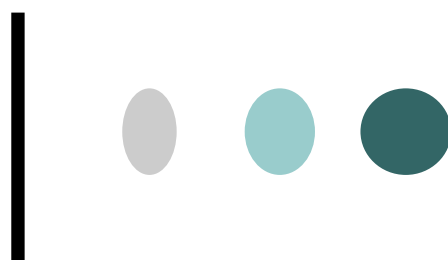




業務概要

令和 8 年度

福岡県福岡労働者支援事務所



目次

I 概況

1 福岡労働者支援事務所について	1
2 管内の概要	1
3 組織体制	2
4 労働者支援事務所の沿革	2

II 事業内容

1 健全な労使関係の確立に向けて	
(1) 労働相談の実施	3
(2) 個別労使紛争の解決の促進	6
(3) 健全な労使関係の確立のために	7
(4) その他関係機関との連携	9
2 働き方改革の取り組みへの支援	9
3 その他	
(1) 勤労者福祉の増進	10
(2) 就職支援の充実	10

III 参考資料

令和7年 労働組合に関する統計資料（福岡県全体）	11
--------------------------	----

I 概況

1 福岡労働者支援事務所について

福岡労働者支援事務所は、福岡地区の10市7町を管内とし、中小企業等を対象に、健全な労使関係の確立と勤労者福祉の向上、雇用対策の推進を目的とした事業を実施しています。

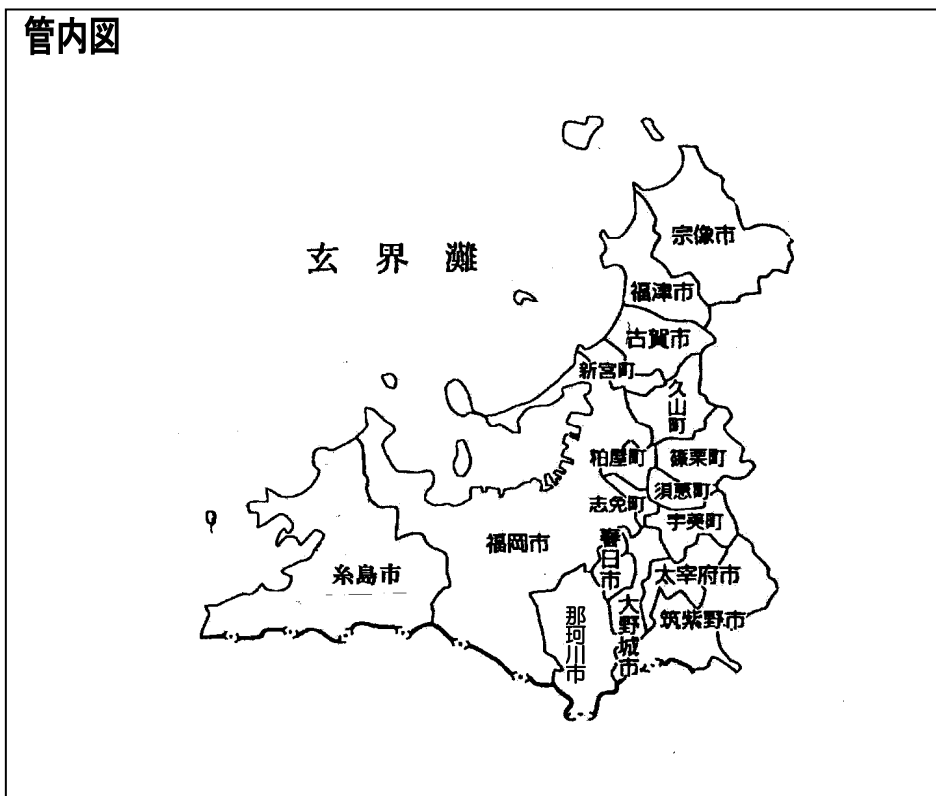
平成21年5月1日、福岡労働福祉事務所から福岡労働者支援事務所と名称を変更し、事業内容についても、昨今の多様化した雇用形態や雇用環境の変化に対応するため、労働相談業務の機能強化を図りました。また、同時に子育て女性就職支援センターを新たに開設し、子育て中の女性に対し、きめ細やかで実効性のある就業支援を実施してきました。

令和2年4月からは、働き方改革推進事業をスタートさせ、子育て女性就職支援センターの運営は民間事業者へ完全委託となりました（令和6年4月1日から「福岡県ママと女性の就業支援センター」に改称）。

2 管内の概要

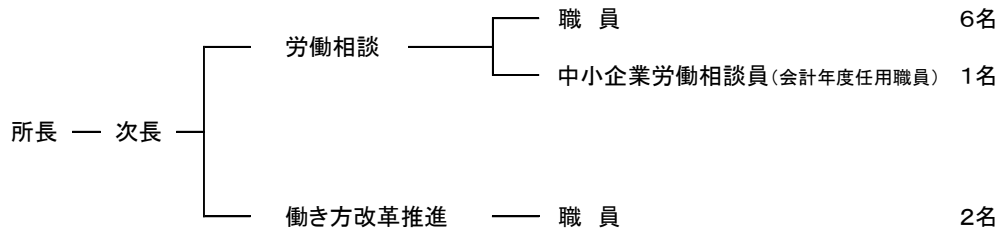
福岡労働者支援事務所の事業の対象となる管内の状況は以下のとおり

ア 自治体数	10市7町	福岡市・筑紫野市・春日市・大野城市・宗像市・太宰府市・古賀市・福津市・糸島市・那珂川市・宇美町・篠栗町・志免町・須恵町・新宮町・久山町・粕屋町
イ 人口	2,607,948人	[県全体の51%] 令和2年国勢調査（総務省統計局）
ウ 事業所数	103,100ヶ所	[県全体の50%] 令和3年経済センサスー活動調査（総務省統計局）
エ 従事者数	1,220,080人	[県全体の53%] 令和3年経済センサスー活動調査（総務省統計局）
オ 組織労働者数	177,278人	[県全体の56%] 令和7年労働組合基礎調査（厚生労働省）



3 組織体制

(1) 福岡労働者支援事務所の体制



(2) その他の体制

○労働相談業務委嘱等

- ・特別労働相談員 1 名 (非常勤) : 弁護士
- ・中小企業労働相談員 6 名 : 管内の労働基準監督署 (2 か所)、公共職業安定所 (4 か所) の職員

4 労働者支援事務所の沿革

昭和 22 年 4 月	勅令 185 号により 県下 15 箇所の労政事務所の一つとして、健全な労使関係の樹立を目的に開設
昭和 30 年	労働省事務次官通達により労政事務所に中小企業相談所を併設し、『中小企業の労働問題に関する各種相談』にあたることとなる。
昭和 57 年 6 月	労働福祉行政の充実強化を目指して県行政組織規則が改正され、8 労政事務所が 4 労働福祉事務所に改編となり、福岡労働福祉事務所が誕生
平成 10 年 4 月	中小企業相談所を廃止
平成 14 年 4 月	県行政組織規則の改正により、調整課が情報相談課へ、福祉課が就業支援課へと改編された。
平成 21 年 5 月	県行政改革の一環として労働相談機能強化と子育て女性就職支援センター開設を行い、福岡労働者支援事務所となる。
令和 2 年 4 月	働き方改革推進事業をスタート、子育て女性就職支援センターを民間に完全委託

(参 考)

* 設置根拠等条項

○地方自治法 (昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号)

附則第 4 条第 2 項 (昭和 31 年法律第 147 号で追加)

都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、条例で、必要な地に労政事務所を置くことができる。

○福岡県労働者支援事務所設置条例 (昭和 31 年 9 月 29 日福岡県条例第 39 号)

○福岡県行政組織規則 第 108 条

○労働施策総合推進法 (昭和 41 年 7 月 21 日法律第 132 号)

第 5 条 (平成 11 年法律第 87 号で本条追加)

地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、労働に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

○個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律 (平成 13 年 7 月 11 日法律第 112 号)

第 20 条第 1 項

地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、個別労働関係紛争を未然に防止し、及び個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、労働者、求職者又は事業主に対する情報の提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するよう努めるものとする。

Ⅱ 事業内容

1 健全な労使関係の確立に向けて


(1) 労働相談の実施

当所では、労働者・使用者双方から労働問題全般に関する相談に応じ、助言や情報提供を通じトラブルの自主的な解決が図られるよう支援しています。相談対応については、労働相談担当職員その他、労働問題に精通した「中小企業労働相談員（会計年度任用職員）」を配置し、必要に応じて「特別労働相談員（弁護士）」のアドバイスを受けるなど、より適切な助言、情報提供を行うよう努めています。

また、相談だけでは解決できない問題には、労使の間に入って早期解決を促進する「あっせん」も行なっています。

①相談事業〔令和8年度〕

◇通常相談

	受付日時	場 所	連 絡 先
相談 (電話・来所)	平日 8:30 ～ 17:15	労働者支援事務所 相談室	092-735-6149 来所の予約不要
夜間電話相談	水曜日 17:15 ～ 20:00	県内4か所の労働者支援 事務所で持ち回り	092-735-6149
電子申請サービス による相談受付	24時間受付 回答は電話又はメールで行う	福岡労働者支援事務所	インターネットによる相談受付 https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=vzOnMkvF 

◇出張相談及びテーマ別労働相談会〔令和8年度〕

出張相談

実施市町(担当部署)	実施日時	場 所	連 絡 先	備 考
大野城市 大野城まどかびあ男女平等推進センター	毎月第2水曜日 10:00 ～ 12:00	大野城まどかびあ内 アスカラ相談室	092-586-4035 2日前までに要予約	H21～
糸島市 人権・男女共同参画推進課	毎月第2金曜日 14:00 ～ 16:00	男女共同参画センター ラポール内相談室	092-324-2800 2日前までに要予約	H21～
福津市 男女共同参画推進室	6、9、12、3月 第1火曜日 10:00 ～ 12:00	福津市役所 相談室	0940-43-8116 前週の金曜日までに要予約	H25～

テーマ別労働相談会

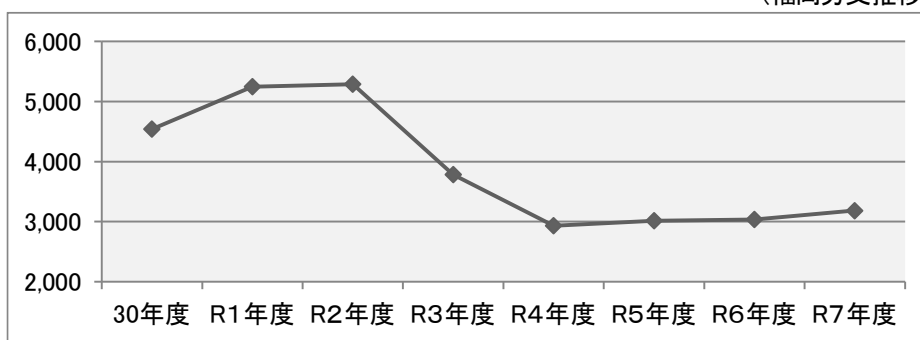
相談会名	実施日時	場 所	連 絡 先	備 考
日曜労働相談会	R8.6.21(日) 10:00 ～ 18:00	福岡労働者支援事務所 相談室	092-735-6149 予約優先	R7 実績 31件
職場のハラスメント集中相談会	R8.9.15(火) 16(水) 9:00 ～ 20:00	福岡労働者支援事務所 相談室	092-735-6149 予約優先	R7 実績 91件
日曜労働相談会	R8.11.15(日) 10:00 ～ 18:00	福岡労働者支援事務所 相談室	092-735-6149 予約優先	R7 実績 35件
解雇・雇止め集中相談会	R9.2.16(火) 17(水) 9:00 ～ 20:00	福岡労働者支援事務所 相談室	092-735-6149 予約優先	R7 実績 64件

②相談総件数の推移(県全体及び当所分)

令和7年度は県全体では前年度比15.6ポイント増、当所分では4.8ポイント増となっています。

		30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
県全体	相談総件数	9,426	10,611	9,664	8,013	7,371	7,264	6,451	7,458
	伸び率 (対前年度比)	87.6%	112.6%	91.1%	82.9%	92.0%	98.5%	88.8%	115.6%
福岡労支	相談総件数	4,541	5,246	5,287	3,783	2,933	3,016	3,038	3,185
	伸び率 (対前年度比)	89.3%	115.5%	100.8%	71.6%	77.5%	102.8%	100.7%	104.8%

(福岡労支推移)

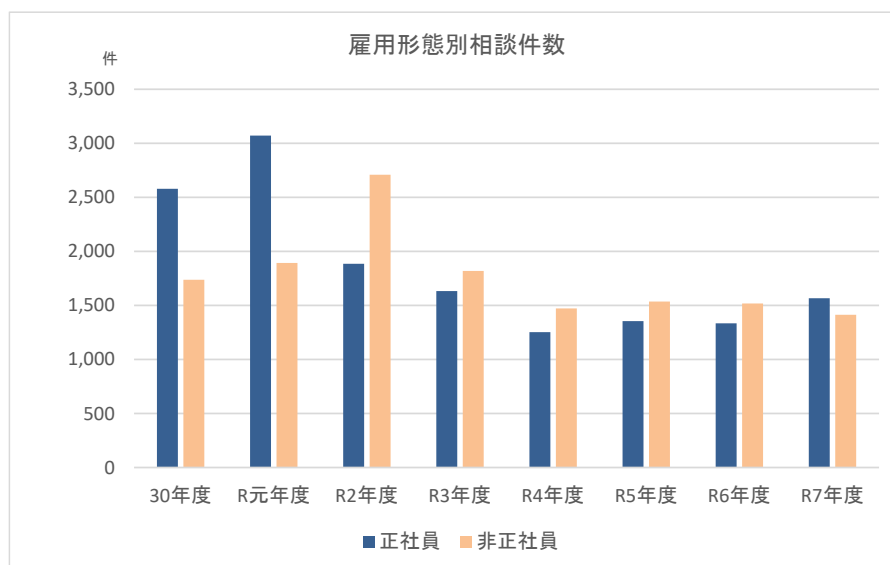


③相談態様別

◇労使・雇用形態別相談件数と相談割合

(単位:件)

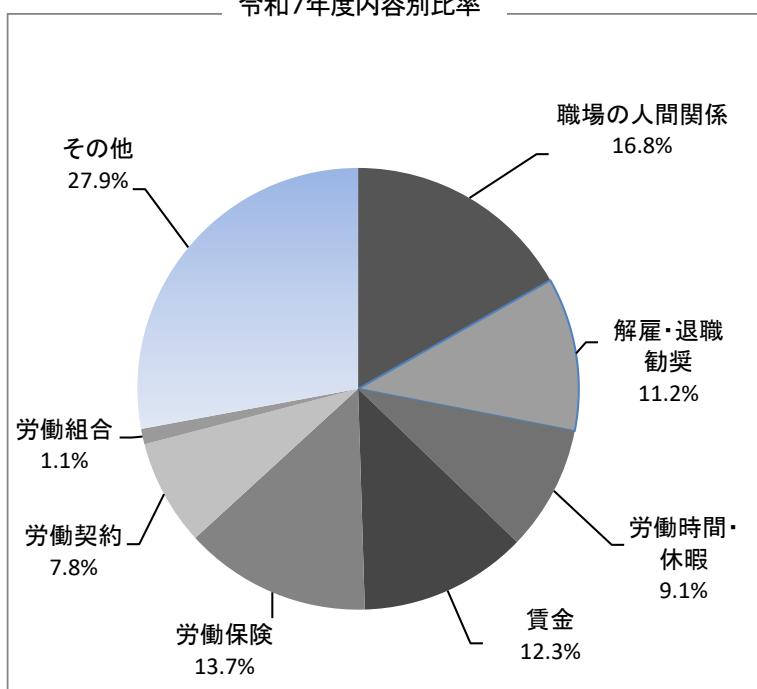
	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
相談件数	4,541	5,246	5,287	3,783	2,933	3,016	3,038	3,185
労働者 (比率)	4,318 (95.1%)	4,966 (94.7%)	4,596 (86.9%)	3,453 (91.3%)	2,727 (93.0%)	2,893 (95.9%)	2,854 (93.9%)	2,981 (93.6%)
正社員 (比率)	2,581 (59.8%)	3,073 (61.9%)	1,887 (41.1%)	1,633 (47.3%)	1,254 (46.0%)	1,356 (46.9%)	1,335 (46.8%)	1,568 (52.6%)
非正社員 (比率)	1,737 (40.2%)	1,893 (38.1%)	2,709 (58.9%)	1,820 (52.7%)	1,473 (54.0%)	1,537 (53.1%)	1,519 (53.2%)	1,413 (47.4%)
使用者 (比率)	223 (4.9%)	280 (5.3%)	691 (13.1%)	330 (8.7%)	206 (7.0%)	123 (4.1%)	184 (6.1%)	204 (6.4%)



◇相談内容別件数

	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
職場の人間関係	650 (14.3%)	680 (13.0%)	505 (9.6%)	569 (15.0%)	552 (18.8%)	651 (21.6%)	447 (14.7%)	536 (16.8%)
解雇・退職勧奨	358 (7.9%)	330 (6.3%)	398 (7.5%)	280 (7.4%)	257 (8.8%)	283 (9.4%)	410 (13.5%)	358 (11.2%)
労働時間・休暇	439 (9.7%)	671 (12.8%)	417 (7.9%)	332 (8.8%)	257 (8.8%)	265 (8.8%)	339 (11.2%)	291 (9.1%)
賃金	528 (11.6%)	680 (13.0%)	741 (14.0%)	441 (11.7%)	339 (11.6%)	340 (11.3%)	317 (10.4%)	392 (12.3%)
労働保険	324 (7.1%)	427 (8.1%)	586 (11.1%)	524 (13.9%)	298 (10.2%)	289 (9.6%)	316 (10.4%)	436 (13.7%)
労働契約	618 (13.6%)	816 (15.6%)	542 (10.3%)	337 (8.9%)	148 (5.0%)	228 (7.6%)	252 (8.3%)	247 (7.8%)
労働組合	59 (1.3%)	31 (0.6%)	30 (0.6%)	39 (1.0%)	33 (1.1%)	9 (0.3%)	40 (1.3%)	36 (1.1%)
その他	1,565 (34.5%)	1,611 (30.7%)	2,068 (39.1%)	1,261 (33.3%)	1,049 (35.8%)	951 (31.5%)	917 (30.2%)	889 (27.9%)
合計	4,541 (100.0%)	5,246 (100.0%)	5,287 (100.0%)	3,783 (100.0%)	2,933 (100.0%)	3,016 (100.0%)	3,038 (100.0%)	3,185 (100.0%)

令和7年度内容別比率

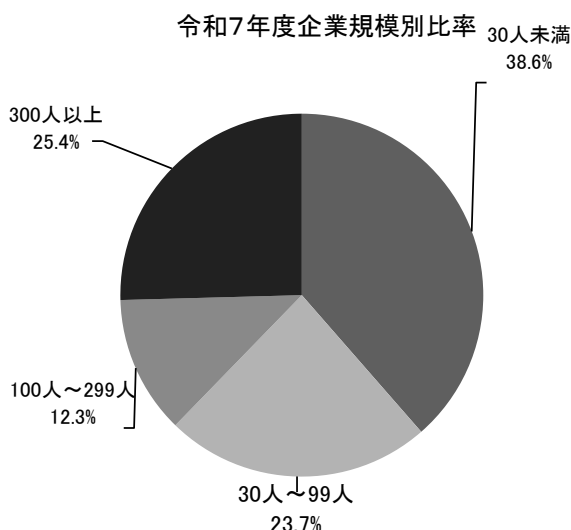


※ 令和7年度は「職場の人間関係」が16.8%（536件）で最多となり、次いで「労働保険」が13.7%（436件）が2位、「賃金」12.3%（392件）で3位、「解雇・退職勧奨」が11.2%（358件）で4位と続いています。

④企業規模別相談件数(平成30～令和7年度)

※比率は「不明」を除いたもの

	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	比率(%)
30人未満	1,765	1,844	1,533	1,351	711	632	954	825	38.6%
30人～99人	378	748	488	455	179	301	338	507	23.7%
100人～299人	263	210	236	143	77	171	146	263	12.3%
300人以上	161	275	292	170	217	153	271	544	25.4%
不明	1,974	2,169	2,738	1,664	1,749	1,759	1,329	1,046	
合計	4,541	5,246	5,287	3,783	2,933	3,016	3,038	3,185	100%



※企業規模不明を除く比率では、100人未満の企業が全体の62.3%、38.6%が30人未満の小規模事業所となっています。

(2) 個別労使紛争の解決の促進

雇用形態が多様化し、労働者の労働条件が個別に決定・変更されるようになるに従い、個別労使紛争が増えています。

当事者の生活に直結し迅速な解決が望まれるような事案について、当所が支援を行うことで、当事者の自主的な解決がより簡易・迅速かつ適切に行われることを目的として、あっせんを実施しています。

① あっせんの実施

「個別労使紛争早期解決援助制度」(平成14年度)の施行により、個別労使紛争の簡易・迅速かつ適切な解決を早期に図ることを目的に、労働届出数だけでは自主的な解決が図れない事案について労使の間に職員が入る「あっせん」を実施しています。

◇年度別あっせん結果件数(平成30～令和7年度)

年度		30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
受付件数	繰越	2	0	0	0	1	0	0	0
	新規	7	2	6	4	5	4	8	6
	計	9	2	6	4	6	4	8	6
処理状況	解決	1	1	1	0	2	0	3	4
	取り下げ (不開始を含む)	5	0	0	2	0	2	0	0
	打ち切り	3	1	5	1	4	2	5	2
	継続	0	0	0	1	0	0	0	0
解決率		25.0%	50.0%	16.7%	0.0%	33.3%	0.0%	37.5%	66.7%

(注) 解決率(%) = 解決数 / 【受付件数(計) - (取り下げ + 継続)】

◇あっせん処理期間（令和7年度）

2週間以内	2週間～1か月以内	1か月～2か月	2か月以上
4件(67%)	2件(33%)	0件(0%)	0件(0%)

◇あっせん内容別件数の推移（平成30～令和7年度）

	30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
労働条件	5	1	2	1	1	0	12	4
労働時間・休日・休暇	2	0	1	1	0	0	6	1
解雇	1	0	3	1	4	3	3	1
賞金・退職金	4	0	2	3	1	2	1	3
職場の人間関係	6	1	1	1	1	1	0	0
セクシュアルハラスメント	0	0	0	0	0	0	0	0
出向・配置転換	0	1	0	0	0	0	0	0
その他	3	0	2	0	2	2	0	3
合計	21	3	11	7	9	8	22	12

※1件のあっせんで複数の内容にまたがる事案もあるため、「年度別あっせん結果件数」の受付件数とは一致しない。

②労働委員会の委員によるあっせん制度

さらに、労働委員会の委員によるあっせんも行っています。公益側・労働者側・使用者側各一人の労働委員の専門的知見に基づき、個別的労使紛争の早期解決の支援を行っています。

(3) 健全な労使関係の確立のために

近年の社会、経済の変化に伴い企業経営、雇用慣行等労使をとりまく諸状況は大きく変容し、非正規雇用労働者の増加や長時間労働の問題など、労働組合の果たすべき役割がいっそう求められています。

管内の福岡市には、九州における産業活動の拠点となる事業所が多く、必然的に労働諸団体上部組織・中間組織等が集中し、組織活動が活発です。

県内における労使間諸問題の交渉処理の中心となる地域を管轄にもつ事務所として、健全な労使関係の形成とその維持を目的として、常時、労使の動向の把握や情報収集に努め、実情に即した労使への助言や資料提供等を行っています。

①労働情報の収集

管内に所在する、地域で影響力を持つ主要な労働団体及び経営者団体等を定期的に訪問し、管内の労働情勢の把握に努めています。

また、争議等が発生した場合には、随時調査を実施し、必要があれば調整等を行う場合もあります。

◇労働情勢調査

労働団体の動向や労働争議の状況を把握し、労使関係の安定促進と労使紛争の未然防止に努めています。

管内における労働組合数及び労働組合員数

○総数

区分	組合数	組合員数	組合員数前年差
令和7年	829	176,819	-3,781
令和6年	857	180,600	1,092
令和5年	866	179,508	1,348
令和4年	882	178,160	-7,411
令和3年	912	185,571	9,083

○産業別

	令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
建設業	67	15,680	68	16,609	67	17,061	66	17,291
製造業	86	18,737	82	17,178	82	17,105	80	16,458
電気・ガス・熱供給・水道業	27	4,510	27	4,460	27	4,402	27	4,561
情報通信業	43	9,190	45	9,948	43	9,438	42	9,409
運輸業、郵便業	144	20,734	141	20,487	139	20,420	138	20,532
卸売・小売業	223	50,747	213	52,557	214	54,788	194	51,228
金融、保険業	44	19,445	44	18,750	44	18,346	44	18,353
不動産業、物品賃貸業	9	310	9	325	8	314	8	311
学術研究、専門・技術サービス業	29	2,532	30	2,590	30	2,482	29	2,452
宿泊業、飲食サービス業	8	1,742	7	1,729	7	1,732	7	1,759
生活関連サービス業、娯楽業	19	1,894	18	1,795	16	1,585	15	1,454
教育、学習支援業	33	4,846	32	4,592	33	4,490	33	4,325
医療、福祉	38	6,564	40	7,616	40	7,574	40	7,560
複合サービス業	20	5,983	20	5,804	20	5,651	19	5,606
サービス業	25	2,344	23	2,355	22	2,370	22	2,740
公務	52	12,181	52	11,948	50	11,828	50	11,764
分類不能の産業	12	670	12	686	12	932	12	936
その他	3	51	3	79	3	82	3	80
管内計	882	178,160	866	179,508	857	180,600	829	176,819

注) 「組合数」及び「組合員数」は毎年の労働組合基礎調査(毎年6月30日現在)による。

◇労働争議統計調査

厚生労働省の「労働争議統計調査」に基づき、労働争議等の発生状況を月別及び形態別に調査し、労働行政の基礎資料としています。

②争議行為予告の受理

労働関係調整法第37条に基づき、管内の公益事業に係る労働組合の争議行為予告を受理しています。

③労働情報の提供

各種調査結果を労使等に提供しています。また、労働関係法等労働に関する情報を冊子、パンフレットにして提供しています。

(4) その他関係機関との連携

労働問題関係機関連絡会議の設置

中小企業等の労使関係の安定促進と労働行政推進のため、当所が主催する管内の2労働基準監督署・4公共職業安定所を構成員とする労働問題関係機関連絡会議を設置し、労働関係法令の改正に関する情報、現下の相談の傾向、相談者への対応状況等、情報交換を行っています。この会議の開催を通じ、日常的な連携強化を図っています。

2 働き方改革の取り組みへの支援

働き方改革は、若者・女性・高齢者などの多様な人材が、それぞれの事情に応じて多様な働き方が選択でき、その意欲と能力を発揮できる「魅力ある職場づくり」を目指す取り組みです。また、企業等にとっては人材の確保・定着や業務の効率化等にも資するものです。

労働者支援事務所では企業等の働き方改革の取り組みへの支援を行っています。

○ よかばい・かえるばい企業（働き方改革実践企業）サポート事業

よかばい・かえるばい企業（※）に登録した企業・事業所に対し、適切な支援メニューや支援機関を紹介し、確実な取り組みを促すとともに、新規登録の拡大に取り組みます。

※ 企業・事業所が「よかばい（余暇倍）として年次有給休暇の取得促進や「かえるばい（帰る倍、働き方変えるばい）」として定時退社により時間外労働を削減するなど、働き方を見直すための取り組みを宣言・実行するものです。

登録企業・事業所は、福岡県の競争入札参加資格審査における地域貢献活動評価項目（働き方改革）の加点対象になります。

また、福岡県働き方改革推進事業ポータルサイト「働き方がえるばい！」で登録企業の働き方改革取組事例について公開していますので自社のPRができます。

[URL] <https://hatarakikataeru.pref.fukuoka.lg.jp/>

<取組状況（県全体）>

登録企業 1,932社（うち福岡709社）（令和8年3月末現在）

～宣言例～

- ・業務の棚卸し（ムダな業務の削減）を行います。
- ・管理職が声かけを行い、誰もが休みを取りやすい職場にします。
- ・子育てや介護をしながら働き続けられる職場にします。

3 その他

(1) 勤労者福祉の増進

わが国の経済社会を支える中小企業勤労者の労働福祉の増進を図る各種事業を実施しています。

①勤労者表彰事業

事業所からの推薦を受けた、長年にわたり職務に精励し、顕著な業績をあげ他の模範となる勤労者について「勤労者知事表彰」、あるいは「勤労者知事感謝状」の授与を行うことにより、企業活動の向上及び勤労者の福祉の増進を図るものです。管内における被表彰候補者の選考及び推薦を行っています。

- ※ 知事表彰は、一般私企業に30年以上勤務する50歳以上の役員以外の方が、
また、知事感謝状は、中小企業等に20年以上勤務する40歳以上の方が対象。

表彰内容及び表彰者数

単位：人

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
勤労者知事表彰	5	5	4	5
勤労者知事感謝状	2	2	4	4

②中小企業従業員への生活資金等融資制度の周知

以下の各種融資について、制度の周知・相談を実施。貸付業務は九州労働金庫で行っています。

- ・ 中小企業従業員生活資金等融資制度（さわやかローン）
- ・ 出産・育児支援資金融資制度（すくすくローン）
- ・ 介護支援資金融資制度（ぬくもりローン）
- ・ 教育訓練受講資金融資制度（チャレンジローン）
- ・ 求職者支援資金融資制度（ホッとローン）
- ・ 賃金遅払資金融資制度

③中小企業退職金共済制度の普及促進

中小企業単独で退職金制度を持つことが困難な企業でも退職金制度を有することができるよう、中小企業の相互扶助及び国の援助で作った共済制度の普及のために、労使団体へのパンフレットの配布等による啓発や、事業団体機関紙等での広報依頼等を実施しています。

(2) 就業支援の充実

障がい者の就業支援事業

◇障害者就業・生活支援センター

管内には県の指定を受けた障害者就業・生活支援センターが4か所あります。

センター名	運営法人	所在地
障害者就業・生活支援センター 野の花	社会福祉法人 野の花学園	福岡市中央区天神 3-14-31
障害者就業・生活支援センター ちどり	社会福祉法人 福岡コロニー	糟屋郡新宮町緑ヶ浜 1-6-1
障害者就業・生活支援センター ちくし	社会福祉法人 野の花学園	春日市春日公園 5-16
障害者就業・生活支援センター はまゆう	社会福祉法人 さつき会	宗像市日の里 1-11-1

Ⅲ 参考資料

令和7年 労働組合に関する統計資料（福岡県全体）

令和7年の福岡県内の労働組合数は、1,585組合で前年に比べ66組合減少（4.0ポイント減）し、労働組合員数は、315,433人で、前年に比べ4,041人減少（1.3ポイント減）しています。

（注1）推定組織率の算出方法・・・推定組織率＝労働組合員数／雇用者数

（注2）雇用者数は平成22年・27年及び令和2年の国勢調査の雇用者数を基に毎月勤労統計調査（福岡県企画・地域振興部調査統計課）の常用雇用者指数を用いて推計した数値である。なお、最新の国勢調査結果を基準に雇用者数を推計しているが、国勢調査の結果の更新に際しては、遡及して数値の修正は行っていない。

労働組合数、労働組合員数及び推定組織率の推移

	労働組合数			労働組合員数			雇用者数		推定組織率（％）
	組合数（組合）	前年差（組合）	前年比（％）	組合員数（人）	前年差（人）	前年比（％）	雇用者数（人）	前年比（％）	
令和7年	1,585	-66	-4.0	315,433	-4,041	-1.3	1,936,979	1.7	16.3
6年	1,651	-25	-1.5	319,474	2,049	0.6	1,903,869	1.5	16.8
5年	1,676	-26	-1.5	317,425	821	0.3	1,876,276	1.5	16.9
4年	1,702	-36	-2.1	316,604	-9,438	-2.9	1,848,684	-0.2	17.1
3年	1,738	-18	-1.0	326,042	8,893	2.8	1,851,837	0.4	17.6
2年	1,756	-19	-1.1	317,149	-221	-0.1	1,844,596	0.7	17.2
元年	1,775	-11	-0.6	317,370	695	0.2	1,831,924	-0.7	17.3
平成30年	1,786	1	0.1	316,675	3,940	1.3	1,844,596	2.5	17.2
29年	1,785	-4	-0.2	312,735	1,028	0.3	1,799,341	2.3	17.4
28年	1,789	-45	-2.5	311,707	-32	0.0	1,759,046	-1.0	17.7
27年	1,834	-14	-0.8	311,739	-2,789	-0.9	1,776,941	0.2	17.5
26年	1,848	-18	-1.0	314,528	-2,774	-0.9	1,773,362	-0.5	17.7

（パートタイム労働者の状況）

労働組合員数のうち企業内組合におけるパートタイム労働者についてみると、30,603人（前年比8.2ポイント減）で、全労働組合員数に占める割合は9.7%となっています。

パートタイム労働者の労働組合員数

	組合員数（人）	前年差（人）	前年比（％）	全労働組合員数に占める割合（％）
令和7年	30,603	-2,727	-8.2	9.7
6年	33,330	2,408	7.8	10.4
5年	30,922	-1,480	-4.6	9.7
4年	32,402	-1,791	-5.2	10.2
3年	34,193	8,803	34.7	10.5
2年	25,390	242	1.0	8.0
元年	25,148	285	1.1	7.9

福岡県福岡労働者支援事務所

〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-8-8

福岡西総合庁舎5階

電話 092-735-6149

FAX 092-712-0497

通常相談時間 8時30分～17時15分

(土日祝日・年末年始を除く)

【アクセス】

